

改正 公益通報者保護法

従事者[※]の指定が 事業者の義務に!!

※ 公益通報対応業務従事者



公益通報対応業務「従事者」とは？

- **従事者**とは、内部通報の受付・調査・是正を主体的に行い、通報者を特定させる事項を伝達される者をいいます。
具体的には、内部通報受付窓口の担当者や責任者などが該当します。
- **従事者**は、公益通報者を特定する事項を漏らした場合は、30 万円以下の罰金（刑事罰）に科されます。
- **事業者**は、従事者を指定する法的義務があります。
※ 常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者は努力義務
- **労働者**などが安心して内部通報をするために、「従事者」の指定が事業者の義務となりました。

事業者※のみなさんへ

※「事業者」には、民間企業のみならず、公益法人、協同組合、NPO、個人事業主、地方公共団体、国の行政機関などが該当します。

事業者は、
公益通報に対応する人を
従事者に指定しなければなりません。

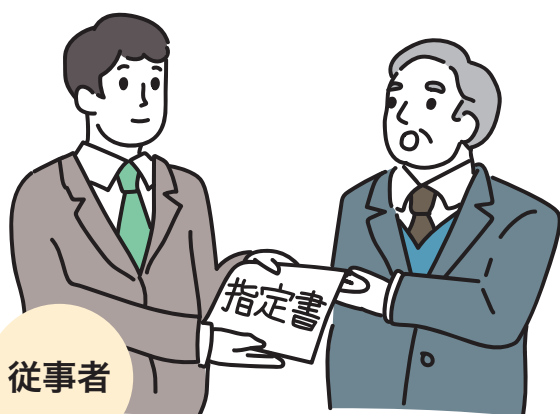


従事者指定義務に違反した場合には、
助言、指導、勧告、公表の対象となり得ます。

公益通報をした人を
特定できる情報は、
従事者以外は扱えません。



従事者を定める際には、
指定される人自身が
従事者になることが分かるような
方法で定めてください。



従業員等に対して、
従事者制度に関する周知や
教育活動を行ってください。



従事者のみなさんへ

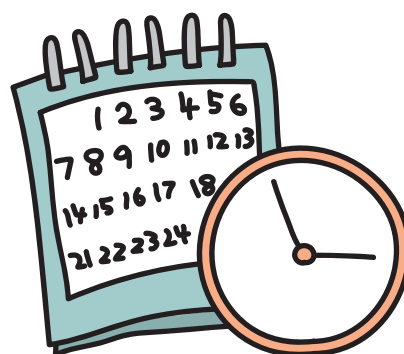
**公益通報者の氏名などを漏らすと
守秘義務違反として
30万円以下の罰金(刑事罰)が
科されます。**



**氏名でなくとも、
公益通報者が誰であるかわかる
情報も同様に守秘義務の対象です。**



**守秘義務は
異動や退職後も続きます。
(期限の定めはありません)**



労働者・退職者(退職後1年以内)・役員のみなさんへ

公益通報者保護法は、安心して公益通報ができるよう以下の義務などを定めています。

- 公益通報をしたことを理由とした解雇は無効です。解雇以外の不利益な取扱い(降格、減給、事実上の嫌がらせ等)も禁止されています。
- 公益通報をしたことを理由とした損害賠償の請求はできません。
- 内部公益通報受付窓口の担当者など(従事者)は、公益通報者の情報について守秘義務があります。



参考資料の紹介

■ 公益通報者保護制度相談ダイヤル（一元的相談窓口）

公益通報者保護制度に関する相談を受け付けています。

電話番号 **03-3507-9262**

受付時間 平日 9:30-12:30、13:30-17:30

URL

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/contact/



■ 公益通報ハンドブック（改正法準拠版）

公益通報者保護制度について分かりやすく解説しています。

URL

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_220705_0001.pdf



■ 消費者庁公益通報者保護制度に関するウェブサイト

公益通報者保護法のほか、法律に基づき制定した指針やその解説などを掲載しています。

URL

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/



■ 消費者庁 YouTube

解説動画などを掲載しています。

URL

<https://www.youtube.com/@caa3258>

